

訪問看護・予防訪問看護重要事項説明書

2025年4月

名南訪問看護ステーションきずな・サービスについての相談窓口

電話 052-698-7307	平日8時50分～17時20分 土曜8時50分～12時40分
管理者 藪本 多恵	

名南訪問看護ステーションきずなの概要

(1) サービスと地域

事業所名	医療法人名南会 名南訪問看護ステーションきずな
所在地	〒457-0826 名古屋市南区内田橋2丁目9号3番
介護保険指定番号	訪問看護・予防訪問看護 愛知県第2361290055号
サービス提供地域	名古屋市 南区、港区、熱田区、瑞穂区（事業所より約3km）

(2) 職員体制

	資格	常勤	パート	業務内容
管理者	看護師	1名		訪問サービスの統括・調整・指導・実施
	看護師	6名	1名	訪問サービスの実施（管理者含む）
	准看護師	0名		訪問サービスの実施
	その他		1名	事務・電話対応
	理学療法士（兼務）		4名	訪問リハビリ（医療保険）の実施
	作業療法士（兼務）		1名	
	言語聴覚士（兼務）		2名	

(3) 営業日・営業時間

月曜日～金曜日	8時50分～17時20分
土曜日	8時50分～12時40分

※日曜日・祝日・年末年始12月30日～1月3日は休業となります。

※24時間連絡相談対応をいたします（名南訪問看護ステーションきずな利用者様の緊急時の対応についてを参照）

※事務員が電話対応することがあります。

訪問看護・予防訪問看護申し込みからサービス開始の流れ

- ・ 病気や障害などにより、ご自宅での生活に不安を感じていらっしゃる方、介護でお困りの方、医療処置を必要とする方がご利用いただけます。
- ・ ご本人（ご家族）、ケアマネージャー、医療機関等がご相談を頂いた後、サービス利用の説明に担当者がお伺いいたします。
- ・ 主治医より訪問看護ステーションきずなへ指示書を発行して頂きます。
- ・ 主治医やケアマネージャー、関係機関との連携をとりながら看護・予防看護を行っていきます。

訪問看護・予防訪問看護サービスの内容

- ・ 身体状況や病状の観察、健康管理。
- ・ 清潔（清拭・入浴等）、食事、排泄などの介助。
- ・ 療養環境の整備。寝たきり、褥瘡予防のケア。
- ・ 機能訓練などのリハビリテーション。日常生活動作の訓練。
- ・ 福祉用具や住宅改修のご相談。
- ・ 認知症の方への看護。
- ・ 在宅療養に関するご相談や助言。
- ・ 医療処置や医療機器の管理、服薬指導・管理（主治医の指示がある場合）

名南訪問看護ステーションきずなの運営方針

● 運営の方針

名南訪問看護ステーションきずなは、地域の方、友の会の方と一緒に明るいまちづくりの運動をすすめ、住み慣れた家と地域で、ご本人、ご家族がより快適で安全、安心な生活を送れるように、医師や関係機関と連携し、それぞれの状況にあわせた看護を提供します。

● サービス利用について

- ・ 担当看護師につきまして、事業所の都合により適宜変更させていただくことがあります。その際は、事前にお知らせいたします。また、何らかの理由で看護師の変更を希望される方はお申し出ください。
- ・ 看護師の研修は随時実施します。
- ・ 保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。
これらの書類について内容の変更が生じた場合は、必ずお知らせ下さい。
- ・ サービス提供中に容態の変化などがあつた場合は、事前の打ち合わせ等により、主治医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業所などに連絡いたします。

利用サービスの予約キャンセル・変更・中止

● キャンセル

- ・ キャンセル料は基本的には無料です。
※ただし、急に体の具合が悪くなった時や急用の時は当日朝9時頃までにご連絡ください。訪問しからのキャンセルは実費を頂きますのでご了承ください。

● 変更

- ・ 祝日や利用者様のご都合、担当者の都合等でサービスがご利用できない日は、別日に振り替えることができます。状況によりご希望に添えないこともあります。訪問日の振替をご希望される場合は、担当者にご相談いただくか、前日までにご連絡をお願いいたします。
- ・ 事業所や担当者の都合により、訪問日時の変更をお願いすることがあります。また、道路の混雑や他の訪問先での急な事情等により、訪問時間が遅れる場合がありますのでご了承ください。

- 中止

- ・ 災害時、大雨、台風、積雪等で訪問が困難な場合は、日時を調整させていただき、訪問を中止させていただきます場合があります。

料金

- 料金のお支払い方法

- ・ 毎月、月末締めで請求いたします。請求書は訪問時にお渡ししています。お支払いは預金口座振替、名南診療所窓口等にてお願いいたします。お支払い確認後、領収書を発行いたします。

- 料金表は、別記載をご参照ください。

サービス利用にあたっての禁止事項

- 事業者やサービス従事者に対してのパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどのハラスメント行為。

- ・ ハラスメントとは、人に対する「嫌がらせ」や「いじめ」などの迷惑行為です。

- ◆ パワーハラスメント

適正な範囲を超えた精神的・身体的苦痛を与える言動

例) 殴る、物を投げる、人格を否定する、大声または長時間にわたり叱る、無視する、過大・過小な要求、私的なことに過度に立ち入る 等

- ◆ セクシャルハラスメント

相手の意に反する性的な言動

例) 性的な冗談、不必要な接触、性差別、私的なことに過度に立ち入る 等

- ◆ カスタマーハラスメント

利用者やその家族による理不尽なクレーム・言動、パワハラ・セクハラも含む

例) 長時間にわたり職員を拘束する、罵声、土下座を要求する 等

- サービス利用中の無断での録音や写真・動画撮影、SNS 等への投稿。

- ペットの放し飼い。

大切なペットを守るため、また、職員が安全にケアを行うためにも、訪問中はリードをつけていただくか、ゲージや居室以外の部屋へ保護するなどのご配慮をお願いします。職員がペットに噛まれる等怪我をした場合、治療費等のご相談をさせていただき場合がございます。

災害時の対応について

大きな災害が発生し、訪問看護業務の継続が困難となった場合、利用者様の安否確認・退路の確保など初期段階での安全確認を行います。避難誘導等では担当者はその場を離れることがあります。

日頃から防災・減災の対策、備蓄品の準備、避難所の確認等をよろしくお願いいたします。

虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年2回定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を年1回定期的に実施します。
- (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置きます。

身体的拘束について、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、それを行ってはならないとされています。身体的拘束を行う場合は、その理由、状況に関して記録します。

感染症対策の強化に関する事項

事業所は、感染症の予防及び蔓延の防止のための委員会を年2回定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。

- (1) 感染症の予防及び蔓延の防止のための指針の整備をします。
- (2) 感染症の予防及び蔓延の防止のための研修・訓練を年1回定期的に実施します。

業務継続計画の策定に関する事項

事業所は、業務継続計画の策定に取り組んでいます。

- (ア) 感染症に係る業務継続計画
- (イ) 災害に係る業務継続計画

定期的に(ア)(イ)の業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

- (1) 業務継続計画について研修・訓練を年1回定期的に実施します。

医療情報の活用

当事業所は、医療DX推進の体制を整備し、質の高い看護ケアの提供を実施するため、情報を取得及び活用して訪問看護を行います。

介護サービス情報の公表制度

当事業所は、年1回介護サービス情報の公表制度における報告を実施しています(最終更新:令和6年度)

苦情相談窓口

名南訪問看護ステーションきずな TEL 052-698-7307 担当:藪本多恵

当ステーション以外に、市区町村の相談窓口などに苦情を伝えることができます。

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 TEL 052-972-2591

国民健康保険団体連合会苦情窓口 TEL 052-971-4165

その他

当事業所では、事業計画や財務内容の閲覧、サービス提供記録等の閲覧に関して、ご利用者様及びご利用希望者様・ご家族様がこれを希望される場合には、閲覧することができます。閲覧申請書にご記入頂き、職員までお申し込みください。